

## 価格以外の項目に関する評価

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式	
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※自己資本÷総資本×100	定量評価	様式4
		○20%以上	6点				
		○10%以上20%未満	4点				
		○0%超10%未満	2点				
	流動比率の状況	短期的な支払能力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※流動資産÷流動負債×100	定量評価	様式5
		○150%以上	6点				
		○100%以上150%未満	3点				
	経常利益の状況	総合的な成長を評価			※当期経常利益と前期経常利益を比較し、経常利益が増加しているかで判断 ※3ヶ年の状況で評価 ※当期経常利益が赤字の場合は、向上としない。 ※経常利益の証拠書類を提出	定量評価	様式6
		○3ヶ年とも前期より向上	6点				
		○3ヶ年のうち2ヶ年が前期より向上	4点				
○3ヶ年のうち1ヶ年が前期より向上		2点					
過去3ヶ年の決算状況 (赤字の有無)	収益力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	定量評価	様式7	
	○赤字なし	6点					
	○3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	4点					
	○3ヶ年のうち2ヶ年が赤字	2点					
キャッシュフローの状況	営業キャッシュフローで評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※キャッシュフロー計算書が未作成の場合は、財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)に基づく算出による評価を可とする。	定量評価	様式8	
	○営業キャッシュフローが0円超	6点					
地域精通度	事業者の所在地	本店、支店、営業所等の所在地を評価				定量評価	様式9
		○市内に本店あり	6点				
		○市内に支店、営業所等あり	4点				
		○府内に本店、支店、営業所等あり	2点				
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価			※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市との協定等を締結しているときも評価の対象とする。	定量評価	様式10
		○協定締結あり	4点				
事業者の実績・能力	事業者の同種・類似業務の実績	事業者の同種・類似業務受託実績を評価			※平成29年度(2017年度)以降に完了した業務を対象とする。 ※「同種業務」「類似業務」とは、特記仕様書第4条第1項第1号ア、イに示す業務とする。 ※「同規模業務」とは、1億円以上の業務とする。	定量評価	様式11
		○同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	10点				
		○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	6点				
		○類似業務の業務受託実績あり	3点				
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格等	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価			※配置予定管理技術者、配置予定担当技術者(土木)、配置予定担当技術者(建築)のそれぞれについて審査を行う。(各5点) ※左記の「国家資格等」とは、下記に示す国家資格等のいずれかをいう。 <配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者(土木)> 「技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)」「一級土木施工管理技士」「土木学会特別上級技術者」「土木学会上級技術者」「土木学会1級技術者」「(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工物品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者」 <配置予定担当技術者(建築)> 「一級建築士」「一級建築施工管理技士」 ※証明書、合格証等を提出	定量評価	様式12
		○資格あり	15点				
	配置予定従事者の業務実績	同種・類似業務の実績の有無を評価			※平成24年度(2012年度)以降に完了した業務を対象とし、元請として従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務も対象とする。 ※配置予定管理技術者について審査を行う。 ※「同種業務」「類似業務」とは、特記仕様書第4条第1項第1号ア、イに示す業務とする。	定量評価	様式12
		○責任者として同種業務に従事した実績あり	10点				
		○同種業務に従事した実績あり	6点				
	配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種・類似業務内容に関する専門知識等の有無を評価			※配置予定担当技術者(土木)、配置予定担当技術者(建築)について審査を行う。(各5点) ※左記の「専門知識等」とは、下記に示す専門知識等のいずれかをいう。 <配置予定担当技術者(土木)> 「コンクリート診断士」「下水道技術検定/下水道管理技術検定 第1種技術」「測量士」「給水装置工事主任技術者」「管工事施工管理技士1級」 <配置予定担当技術者(建築)> 「建築コスト管理士」「建築積算資格者」「建築設備士」「建築CAD検定試験1級」 ※証明書、合格証等を提出	定量評価	様式12
○専門知識等あり		10点					
品質保証への取組	品質マネジメントに関する取組状況	品質マネジメントに関する取組状況を評価			※登録証の写しを提出 ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	定量評価	様式13
	○ISO9001の認証取得の有	5点					
福祉への配慮	障害者雇用率	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況を評価	5点	※苦情処理要領(マニュアル等)の有無、内容(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須)	定性評価	様式14
		障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用が義務づけられている事業者(常用雇用労働者数が43.5人以上の事業者)の障害者雇用率を評価			※障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある事業者(常用雇用労働者数が43.5人以上の事業者)については、障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し(入札告示日の直前の6月1日現在のもの)を提出 ※重度障害者は、1人当たり2人分で換算する。1週間当たりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は、1人分で換算する。(以下の項目において同じ。)		
		○障害者雇用率4.6%(法定雇用率の2倍)以上	10点				
		○障害者雇用率2.3%以上4.6%未満	5点				
○障害者雇用率2.3%未満	0点						
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価			※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	定性評価	様式15
		○障害者2人以上の雇用あり	10点				
適正な履行確保のための研修計画	契約期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	○障害者1人以上2人未満の雇用あり	5点				
		○障害者1人以上の雇用なし	0点				
適正な履行確保のための研修計画	契約期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	○研修対象は現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。	5点	※研修対象は現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。	定性評価		

## 価格以外の項目に関する評価

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	仕様書に基づく作業計画書の作成と業務内容を評価	20点	※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。	定性評価	様式16
実施方針等	業務理解度・実施体制	業務の目的、条件、内容の理解度等を評価	25点	【評価基準例】 ※目的、条件、内容の理解度が高く、優れているか。 ※事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ※事業が遂行可能な人員の確保など業務担当部署の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されているか。	定性評価	様式17
特定提案等	技術提案	本業務における留意点	40点	【評価基準例】 ※提案内容が具体的かつ詳細で明確になっているか。 ※業務実施の実現性を具体的に説明しているか。 ※着眼点、問題点、解決方法等が網羅されているか。	定性評価	様式18
合計			200点			